

質 疑 応 答 書 1

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	入札説明書9（3）ウ に記載の通り、入札書の日付は実際の提出日（令和7年1月22日まで）を記入してください。
2		自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		切替時に契約電力が500kW 以上の協議制契約に変更になる場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 （頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	契約電力は仕様書に記載のとおりです。 協議のうえ電力切替え手続きに必要な情報のみ、資料提供することは可能です。
4		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振入手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
5		請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
6		現在の計量日は1日でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
7		電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	電気料金の計算は、入札公告1(5)履行場所に記載の需要場所単位で問題ありません。また、需要場所に会計主体の異なるテナント等はありません。
8		電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)	お見込みのとおりです。複数から支払われるということはありません。
9		請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、 (基本料金単価×契約電力) + 力率割引・割増相当額 となりますがよろしいでしょうか。	基本料金の算定は、契約書第10条第2項に記載のとおりです。
10		自動検針装置はついていきますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置されています。
11		仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
12		入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。
13		弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
14		当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上定めることとなりません。
15		燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。
16		落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	お見込みのとおりです。広島市ホームページで、落札金額を総価のみ随時公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。
17		入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気料金の算定は、契約書第10条第1項に記載のとおり、同条第2項から第4項に従って算定した基本料金及び電力量料金の合計から、割引がある場合はこれを引いた金額を電気料金とし、当該電気料金に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額を電気料金としてください。再生可能エネルギー発電促進賦課金及び契約単価は、お見込みのとおりです。
18		当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款等の変更、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定または改廃その他著しい状況の変化等があった場合に契約単価の変更の協議に応じていただくことは可能でしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及びうる事項につき、変更協議をすることは可能です。
19		市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	電力料金の算定については契約書第10条に記載のとおりであり、不可となります。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
20		複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承くださいませでしょうか。	問題ありません。
21		弊社は郵便で入札書を提出し立ち合いは出来かねます。2回目以降の入札を辞退する場合の辞退方法を教えてください。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
22		入札付属書に記載する基本料金（１）、電力量料金月額（２）の端数処理に指定はありますか。	入札説明書９（３）エ（注）２ただし書きに記載のとおりです。

質 疑 応 答 書 2

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書11 その他（3） 契約書（案） 第18条	入札説明書11その他（3）に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書（案）第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 （4）	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額（1）欄は力率割引（仕様書記載の標準力率100%）を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小計（1）（2）においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）する。	①基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ②入札説明書9（3）エ（注）2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。
5	入札説明書4 （4）	入札に参加する者に必要な資格として、競争入札参加資格4（4）「入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受け付けていないこと」と定められていますが、仮に入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか） 成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。	落札決定後、契約の締結までの間に指名停止の措置を受けたことをもって、当該落札決定の取消しは行いません。
6	契約書（案）	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
7	入札説明書 9 (11)	供給期間中において燃料費等調整を行わない（燃料費等調整額を請求しない）メニューでの応札は可能でしょうか。 （上記が可能の場合）現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。 一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される（燃料費等調整自体がない場合もある）ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。	燃料費等調整の実施については、契約書第 10 条第 3 項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。 また、入札価格の算定に当たっては入札説明書 9 (11) に記載のとおり、燃料費等調整額は入札金額に含みません。なお、燃料費等調整額を各社独自の方法で算定することはできません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 3

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		入札書と入札付属書は割印をする必要は ございませんか。また、ホチキス止め・袋 とじ・書類を重ねた状態でずらして押印な ど、ご指示はございますでしょうか。	入札説明書に記載するもののほか、指定は ありません。
2		弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書 を廃止し、完全電子化へ移行いたしまし た。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』に て請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確 認・ダウンロード・印刷して頂くことにな りますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検 針票に代えさせていただいております、毎 月の受電月報（30分データ）の提供は、WEB からのダウンロードにて可能ですのでよ ろしくお願いします。	問題ありません。
3		契約に至った場合は、2025年4月1日改定の 燃料費等調整の算定諸元をご契約満了ま で適用させていただきますがご承諾いた だけますでしょうか。	燃料費等調整額算定にあつては、各月の電 力量料金の算出時点において、本市を管轄 するみなし小売電気事業者が適用してい る算定方式を採用してください。
4		計量日は毎月1日でよろしいですね。	お見込みのとおりです。
5		契約期間中に建替や増築、トランス増量、 受変電設備および引き込み位置の移設・変 更、受電設備の新設など、電力の契約に影 響するような工事予定がある場合、対象施 設と工事内容を教えてください。	送風機設備が現在更新中です。令和7年度 に280kWの送風機2台が132kWの送風機 2台に更新されます。これにより、契約電 力が150kW程度減少する可能性があります。
6		SW切替の際必要となりますので、現在の供 給者を教えていただけますでしょうか。	バンブーパワートレーディング合同会社 です。
7		スマートメータは設置されていらっしゃる いますでしょうか。	設置済みです。
8		現在の契約電力をご教示いただけますで しょうか。	870kWです。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
9		契約締結期限の記載（５日以内）がございましたが、こちらは必須でしょうか。 またこちらは、土日・祝日を含んだ日数で締結するのでしょうか。 契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて５日以内の日付で契約書を取り交わしてください。
10	契約書（案）第6条	下記文言の追記をお願いしますでしょうか。 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。 この後に➡ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
11	契約書（案）第9条	計量日に関する記載がございますが下記文言追記をお願いしますか。 『計量は毎月1日午前0:00とする』・・・計量日が1日の場合	条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
12	契約書（案）第9条・第10条	記載では「検査後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面： 計量⇒検査⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただくなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。 また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。 と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。	契約書第9条及び第11条に記載のとおりです。なお、本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1 3	契約書（案） 第10条	5項として下記文言を追記願えませんでしょうか。 ➡5 力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。	条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
1 4	契約書（案） 第11条	・今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。 ・2項を下記文言に修正願えませんでしょうか。 ➡2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、30日以内に当該請求額を支払うこととする。 ・3項には、「当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。」とありますが、下記文言に修正願えませんでしょうか。 ➡「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息を乙に支払うものとする。」	広島市指定金融機関から支払います。 条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。 条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
1 5	契約書（案） 第〇条	発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項を追加をお願いできますでしょうか。 『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第2条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』	条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。

質 疑 応 答 書 4

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		・国の補助である「電気料金の負担軽減支援事業」について 弊社では1月分(1/1～1/31ご使用分)～3月分(3/1～3/31ご使用分)の3か月間が適用期間になるので4月からのご契約は対象外になります。現在ご契約されている電力会社と適用期間のずれがある場合等も弊社ではご対応できかねますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 5

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	バンパーパワートレーディング合同会社です。計量日は毎月1日です。
2		各施設について、自動検針装置はありますか。	自動検針装置はついていません。
3		各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力はありません。
4		入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5		入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	お見込みのとおりです。
6		入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	税込です。
7		入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	入札説明書9(3)エ注2ただし書きに記載のとおりです。
8		弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でご対応は可能でしょうか。	問題ありません。
9		お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	We bからダウンロードし印刷した物が、適法な支払請求書であれば、問題ありません。
10		発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

1 1		契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承くださいませでしょうか。	問題ありません。
1 2		ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承くださいませでしょうか。	問題ありません。
1 3		電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。(長期連休時に20日頃になる可能性がございます) ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 4		請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様) ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 5		弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承くださいませでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	支払請求書の分割発行を求めることはありません。
1 6		毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
1 7		複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承くださいませでしょうか。	問題ありません。
1 8		弊社の請求書は、原則、Webサイト上で速報版請求書翌月5営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承くださいませでしょうか。	問題ありません。
1 9		燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承くださいませでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上定めることとなります。

20		発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上定めることとなります。
21		当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及びうる事項につき、変更協議をすることは可能です。
22		契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合) 併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	供給期間中に契約電力の変更を予定しています。契約電力の変更は契約書第8条に基づく協議によります。
23		契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承くださいませでしょうか。	契約締結前に仕様書記載の契約電力を超過した場合は、契約締結後、協議の上、契約電力を定めることとなります。
24		契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW	契約電力：870kW 最大需要電力実績： 2024年 1月 770kW 2024年 2月 756kW 2024年 3月 768kW 2024年 4月 768kW 2024年 5月 773kW 2024年 6月 780kW 2024年 7月 744kW 2024年 8月 766kW 2024年 9月 737kW 2024年10月 763kW 2024年11月 715kW 2024年12月 710kW

25		上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	仕様書に記載の契約電力で契約となります。
26		電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議の上、対応することとなります。
27		30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議の上、対応することとなります。
28		当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議の上、対応することとなります。
29		施設において建築・増築にかかる移転はございますか。	建築・増築にかかる移転はありません。
30		供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	履行期間中の受変電設備等の更新予定はありませんが、送風機設備が現在更新中です。このため、試運転期間中に最大需要電力が一時的に増加しますが、完成後には現在の契約電力以下に減少する見込みです。
31		契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	契約開始後及び契約開始直後の質問については、契約開始後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
32		開札結果について公開方法・範囲を教えてください。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	広島市ホームページで、落札結果を総価のみ公表します。落札者以外に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。
33		落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	現契約者との協議のうえ、電力切替え手続きに必要な情報のみ、情報提供することは可能です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。